



東地特捜第2206号

平成29年4月13日

日本再生大和会 御中

東京地方検察庁

特別捜査部 特殊直告班

貴殿において取りまとめられ、お送りいただいた35,043通の「告発状」と題する書面（日付け空欄のもの）合計35箱について拝見いたしました。

告訴・告発とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるものですから、対象となる犯罪事実について、刑罰法規に定められた犯罪構成要件に即した形で特定して記載していただく必要があります。

しかしながら、前記「告発状」については、各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどという具体的な記載が見当である上、罪名として記載されている外患誘致罪または外患援助罪の既遂・未遂、予備又は陰謀に該当する事実がどの部分の記載を指すのかも不明であることから、告発事実が特定されているとは認められません。

よって、貴殿が日本全国各地から預かった上で送付いただいた告発状と題する書面については、受理することができませんので、差出人である貴殿に対し、全て返戻いたします。

平成28年11月25日

津 崎 尚 道 康

東京地方検察庁特別捜査部

書面の返戻について

貴殿から送付された書面を拝見しました。

送付いただいた書面に「告発状」との記載がありますが、捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合、単なる事実の申告のみでは足りず、刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な経路によって説明していただく必要があるところ、同書面には、それらの記載がありません。

また、外患防衛罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより、予備や本意についても強盗等のみを捉えて適用するような態様ではなく、更に犯罪事実から導かれた、かなり具体的な外患からの武力行使（暴行行為）の事実（もしくは武力行使しようとした事実）との因果関係の証明が必要となります。

よって、当庁において受理することはできませんので、送付された書面については全て返戻いたします。

1/28

平成29年4月21日

日本再生大和会 御中



書面の返戻について

貴殿において取りまとめられ、お送りいただいた1万1000通の「告発状」と題する書面（日付空欄のもの）合計11箱について拝見いたしました。

告訴・告発とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるものですから、対象となる犯罪事実について、刑罰法規に定められた犯罪構成要件に即した形で特定して記載していただく必要があります。

しかしながら、前記「告発状」については、各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどという具体的な記載が見当である上、罪名として記載されている外患誘致罪または外患援助罪の既遂・未遂、予備または陰謀に該当する事実がどの部分の記載を指すのかも不明であることから、告発事実が特定されているとは認められません。

よって、貴殿が日本全国各地から預かった上で送付いただいた告発状と題する書面については、受理することができませんので、差出人である貴殿に対し、全て返戻いたします。

平成29年4月24日

日本再生大和会 御中

札幌地方検察庁検察



告発状の返戻について

貴会において取りまとめられ、郵送又は持参いただいた「告発状」と題する書面のうち、当庁検事正宛となっているものについて検討いたしましたが、「告発状」に記載された内容からは犯罪事実を具体的に特定することが困難ですので、全て返戻いたします。

また、前記「告発状」と題する書面の中に、宛先が当庁検事正宛となっていないものが含まれていましたので、こちらも全て返戻いたします。

岡地捜（支） 35 号
平成29年4月18日

日本再生大和会 殿

岡山地方検察庁検察官



「告発状」と題する書面の返戻について
貴殿から送付のありました「告発状」と題する書面を拝見しましたが、下記の理由により返戻します。

記

告発事実（犯罪事実）の特定が不十分です。